

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 10 月 23 日

秋田地方裁判所民事第 2 部

裁判所書記官 佐々木 絢 美

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 11 月 6 日から 令和 8 年 11 月 13 日まで
開札期日	日 時 令和 8 年 11 月 17 日 午前 10 時 00 分 場 所 秋田地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 12 月 8 日 午後 1 時 00 分 場 所 秋田地方裁判所民事第 2 部
特別売却 実施期間	令和 8 年 11 月 18 日 午前 8 時 30 分から 令和 8 年 11 月 18 日 午後 5 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、保険会社、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 10 月 23 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 8 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	6,600,000 5,280,000	一括	1,320,000	63,072	非課税
1	5,086,000				
2	1,514,000				

物 件 目 録

- 1 所 在 秋田市檜山城南新町
 地 番 114 番 15
 地 目 宅地
 地 積 198.36 平方メートル

- 2 所 在 秋田市檜山城南新町 114 番地 15
 家屋 番号 114 番 15
 種 類 居宅
 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
 床 面 積 1 階 99.37 平方メートル
 2 階 69.56 平方メートル

入札時の注意点

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札時に下記の各書面の提出が入札書毎に必要です。

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書** (個人・法人を問わず)

※入札時に提出がないと入札無効となります(追完不可)。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

※提出後の訂正はできません。

住民票

(個人の場合)

資格証明書

(法人の場合)

※入札時に提出がないと入札無効となります(追完不可)。

※法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。

※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し (宅地建物取引業者の場合)

※有効期限内のものを提出してください。

(入札方法に関する問合せ)

秋田地方裁判所執行官室 ☎018-824-1514

物 件 明 細 書

令和 8年 9月25日

秋田地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 佐々木 絢 美

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。
(このほか、B I Tのお知らせメニューにも登載されています。)

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 秋田市櫛山城南新町 |
| | 地 番 | 1 1 4 番 1 5 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 9 8. 3 6 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 秋田市櫛山城南新町 1 1 4 番地 1 5 |
| | 家屋 番号 | 1 1 4 番 1 5 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 9 9. 3 7 平方メートル
2階 6 9. 5 6 平方メートル |

令和8年(ケ)第34号
令和8年6月15日受理
令和8年8月19日提出



現況調査報告書

秋田地方裁判所

執行官 佐藤 智博

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 秋田市檜山城南新町 |
| | 地 番 | 1 1 4 番 1 5 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 9 8 . 3 6 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 秋田市檜山城南新町1 1 4 番地 1 5 |
| | 家屋番号 | 1 1 4 番 1 5 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 9 9 . 3 7 平方メートル
2階 6 9 . 5 6 平方メートル |

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	秋田市檜山城南新町22番18号		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☐ 公図のとおり ☒ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項	本土地は東側から北側及び西側にかけて市道に接している。 本土地上にスチール製組立物置がある。 本土地上に有効期間が満了した軽自動車が1台置かれている。		
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる（ ☐ 主である建物 ☐ 附属建物） ☐		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類： 構造： 床面積：		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を居宅（空き家）として占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項	本建物は、玄関チャイムが2個設置されているほか、1階と2階にそれぞれキッチン、浴室及びトイレがあり、2世帯住宅と思われた。 建物1階には家財等がほとんどなく、2階には家財等が大量に残されている。 1階洋室の天井が一部崩落している（写真番号14）。		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 保管開始日 支部 年 月 日 年（ ）第 号		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■近隣者	1 本件物件は、令和7年の秋ころまで居住していたようです。退去後は現在まで誰も使用していないと思います。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和 8年 6月17日 (水) : ~ :	執行官室	秋田市役所に対し課税台帳等交付申請 (郵便)
令和 8年 6月17日 (水) 10:20 ~ 10:25	秋田地方法務局	登記事項証明書等公用取得
令和 8年 7月 1日 (水) 17:05 ~ 17:20	物件所在地	現地所在確認、写真撮影
令和 8年 7月 1日 (水) : ~ :	執行官室	所有者に対し「現況調査期日通知書及び占有関係照会書」発送 (郵便)
令和 8年 7月 2日 (木) 10:30 ~ 10:35	秋田市上下水道局	ライフライン照会 (返送用郵券添付)
令和 8年 7月 2日 (木) : ~ :	執行官室	軽自動車検査協会秋田事務所に対し車両照会 (郵便)
令和 8年 7月15日 (水) 9:40 ~ 10:10	物件所在地	全戸不在につき外観調査で終了 (評価人同行)
令和 8年 7月30日 (木) 9:55 ~ 10:35	物件所在地	立入調査、占有調査、図面作成、写真撮影 (評価人同行)
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☒ 令和 8年 7月 30 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



(注) 斜線を施した部分は、閉鎖された部分です。

(注) 斜線を施した部分は、閉鎖された部分です。

地番区域見出

梧山城南新聞

A	橋山石塚町
B	橋山字石塚 谷地
C	橋山字石塚 谷地
D	橋山城南新 町
E	橋山城南新 町

請 求 部 分	所 在	秋田市檜山城南新町				地 番	114番15			
出 力 尺 寸	縮尺不明	精 度 区 分		座標系 番号又は 記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作 成 年 月 日					備 付 年 月 日 (原図)			補 記 事 項		

A 3 版から A 4 版に縮小

(5 枚目)

リ 95-4
ワ 101-21
カ 101-9
ヨ 107-11
タ 107-12
レ 107-7
ソ 113-7
ツ 114-12
ネ 114-13
ナ 114-14
ラ 116-2
ム 117-4
リ 140-1
ノ 140-22
オ 140-27
ク 140-29
ヤ 140-30
マ 144-2
ケ 144-3
フ 144-8
コ 148-10
エ 148-11
ラ 148-3
ア 148-4
キ 528
ユ 118-1
メ 118-11
118-3

A 3 版から A 4 版に縮小

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年5月1日 秋田地方法律局

登記官

(7 枚目)

A 3 版から A 4 版に縮小

071661

地積測量図

地番	114-9-15
土地の所在	秋田市檜山字石塚谷地 檜山城南新町

原標求積表

番	(2)114-15	X_n	Y_n	$(X_{n+1} - X_n - 1)Y_n$	距
測点					
4		93.323	97.584	1608.184320	5.086
5		95.972	93.242	142.753502	4.809
6		94.854	88.565	-485.070505	5.031
15		90.495	86.054	-1555.081834	14.089
A		76.783	89.291	-982.468873	11.894
B		79.492	100.872	1668.422880	14.216
			倍	396.739490	
			面積	198.3697450	
			面積	198.36	

(1) 114-9

$$287.13 - 188.369745 = 88.760255$$

境界線の種類	境界 (測点番号)
コンクリート杭	
合成樹脂杭	
鉄 鋼 杭	A. B. 4. 5. 6. 15

作製者	申請人	縮尺
		1/250

(秋田県土地家屋調査士会統一用紙)

H 11. 9. 8

登記年月日：平成11年11月11日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年5月1日

秋田地方務局

登記官

(8 枚目)

A 3 版から A 4 版に縮小

請求番号：22-3

823323 各 階 平 面 図

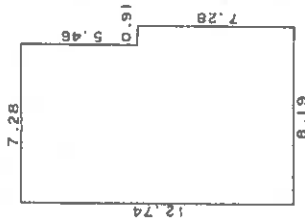
建 物 図 面
各 階 平 面 図

家屋番号 114-15

建物の所在 秋田市横山字石塚谷地 114番地 15

横山城南新町

1階

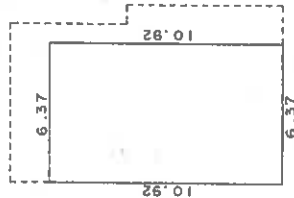


床面積

7.28 × 12.74 = 92.74720
0.91 × 7.28 = 6.62480
計 99.37200

床面積 99.37㎡

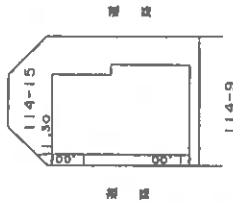
2階



床面積

6.37 × 10.92 = 69.56040

床面積 69.56㎡



作製者

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

(秋田県土地家屋調査士会統一用紙)

H 11.11.11

土地建物位置関係図



○↑は写真撮影場所であり、○印の中の数字は写真番号である。

※土地の形状及び建物位置関係は、概略を記載したものである。



建物間取図



1 階

↑
○ は写真撮影場所であり、○ 印の中の数字は写真番号である。



2 階

写真番号 1



写真番号 2



スチール製組立物置

写真番号 3



写真番号 4



写真番号 5



物件 2 建物内部の状況（1 階）

写真番号 6



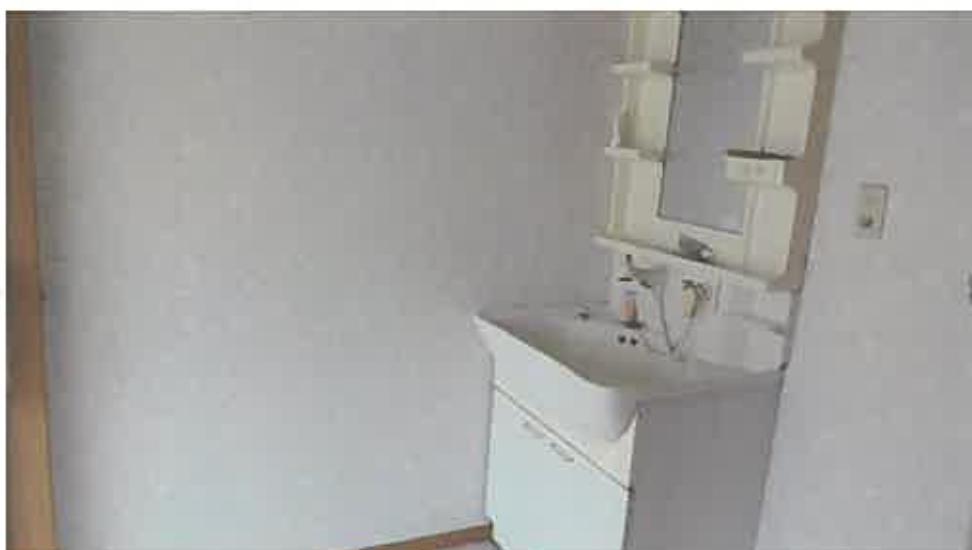
前同

写真番号 7



前同

写真番号 8



前同

写真番号 9



前同

写真番号 1 0



前同

写真番号 1 1



前同

写真番号 1 2



前同

写真番号 1 3



前同

写真番号 1 4



前同

写真番号 1 5



物件 2 建物内部の状況（2 階）

写真番号 1 6



前同

写真番号 1 7



前同

写真番号 1 8



前同

写真番号 19



前同

写真番号 20



前同

写真番号 21



前同

令和8年(ケ)第 34 号
令和8年7月30日 現地調査
令和8年8月19日 評 価

秋田地方裁判所 御中



評 価 書

評価人 不動産鑑定士

千田 幸紀

第 1 評価額

一 括 価 格		
金 6,600,000 円		
内 訳 価 格		
物件 1 (土地)	金 5,086,000 円	
物件 2 (建物)	金 1,514,000 円	

- 1 一括価格は、物件 1・2 の各不動産について、一括売却（民事執行法 6 1 条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件 1 の内訳価格は物件 2 のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件 2 の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第 2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法 5 8 条 4 項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記上と同じ

番号	所在等	登 記	現 況
1	所在地 地目 地積	秋田市檜山城南新町 1 1 4 番 1 5 宅地 1 9 8 . 3 6 m ²	
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	秋田市檜山城南新町 1 1 4 番地 1 5 1 1 4 番 1 5 居宅 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 1 階 9 9 . 3 7 m ² 2 階 6 9 . 5 6 m ² 合計 1 6 8 . 9 3 m ²	

第4 目的物件の位置・環境等

1 対象土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	最寄駅： JR奥羽本線「秋田」駅から南方約2.7km（以下道路距離） 最寄公共施設： 「牛島小学校」の東方約800m 「城南中学校」の南東方約800m 「秋田市役所」の南東方約5.5km 最寄商業施設： 「マルダイ牛島店」の東方約1.1km	
付 近 の 状 況	受命物件は、一般住宅を中心に、アパートや事業所も散見する住宅地域内に位置している。地勢は周辺を含めほぼ平坦である。教育施設や商業施設には車で約5分圏内であり、利便性は普通である。線路に近接した騒音はあるものの、上記の利便性から住宅需要は見込めるため、地価は安定傾向で推移すると予測する。	
主な公法上の規制等（道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 準工業地域 60% 200% 特になし 大規模集客施設制限地域 立地適正化計画区域居住誘導区域外・都市機能誘導区域外
画地条件	・間口 東側約14m ・奥行 約12m ・形状 略長方形地 ・地勢 概ね平坦地。 ・地積 公簿198.36㎡。公図と地積測量図との照合から現況も一致。 ・接道 三方路	
接面道路の状況	・東側道路：有効幅員約5m舗装市道（建築基準法第42条第1項第1号道路）。宅盤は道路とほぼ等高。 ・北側道路：有効幅員約5m舗装市道（建築基準法第42条第1項第1号道路）。宅盤は道路より0～約0.3m程度高い。 ・西側道路：有効幅員約6m舗装市道（建築基準法第42条第1項第1号道路）。宅盤は道路より約0.3m程度高い。	
土地の利用状況等	・物件2（居宅）の敷地として利用している。 ・隣地の状況 東側：市道を介してJR線路 西側：市道を介して戸建住宅 南側：戸建住宅 北側：市道を介してアパート	
供給処理施設（宅地内引込）	上水道 あり（建物への接続：あり） ガス配管 なし（前面道路公設管：なし） 下水道 あり（建物への接続：あり）	
特 記 事 項	①現地調査、官庁公表資料等を勘案する限度において、土壤汚染の可能性を有する用途で使用された公算は低いと考えられる。したがって、土壤汚染が価格形成に大きな影響を与えることがないと判断されるので、価格形成要因から除外して評価する。 ②周知の埋蔵文化財包蔵地の指定なし。 ③秋田市水害ハザードマップによると浸水想定0.5m～3.0m未満。	

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載） 平成11年11月4日新築 経過年数 約 26.5年 経済的残存耐用年数 約 3.5年
仕 様	構 造 : 木造 屋 根 : 亜鉛メッキ鋼板 外 壁 : サイディング 内 壁 : クロス等 天 井 : クロス等 床 : フローリング、畳等 設 備 : 電気、給排水、衛生設備等 そ の 他 : 特になし
床面積（現況）	登記面積とほぼ一致
現 況 用 途 等	現況用途：居宅 間 取 り：添付資料の建物間取図のとおり
品 等	使用資材から品等は普通と判定した。
保 守 管 理 の 状 態	目立った損傷としては、1階南東側洋室の天井が一部崩壊、雨樋の損傷、ドアの開閉が一部悪いなど、内部と外部全体的な汚れや劣化も目立つ。また、ペットが居たと思われる異臭もある。設備の稼働については未確認である。令和7年秋頃から空家にしており、動産が放置され、定期的な修繕が施されていない状況から、建物全体の老朽化は見られ、全体的な維持管理状態はやや劣ると考える。
建 物 の 利 用 状 況	所有者が空家として管理しており、他占有はない。
特 記 事 項	①建物の北側にスチール製組立物置1棟存しているが、主建物の従物として取り扱った ②対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1・2）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) *千円未満四捨五入 ア×イ×ウ×エ
1	37,800	1.02	198.36	1.00	7,648,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

標準画地を幅員約6m舗装市道に東側で接面する長方形（約200㎡）とした。

地価公示 秋田-36

公示価格等

40,400 円/㎡

時点修正

101.9 / 100 ×

標準化補正

100 / 100 ×

地域格差

100 / 109 ≒

標準画地価格

37,800 円/㎡

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：概ね標準的画地±0%

◇地域格差：街路±0% 交通接近+2% 環境+10% 行政▲3%

相乗積 $1.00 \times 1.02 \times 1.10 \times 0.97 \approx 1.09$

イ 個別格差：……画地+3%（三方路+3%）

街路▲1%（東側前面街路幅員▲1%）

個別格差率 相乗積 $1.03 \times 0.99 \approx 1.02$

ウ 地積：……登記数量による

エ 建付減価：……建物と敷地の適応の状態等を考慮した。

(2) 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) *千円未満四捨五入 ア×イ×ウ
2	185,000	168.93	0.057	1,781,000

ウ 現価率

・経過年数 26.5 年、経済的残存耐用年数 3.5 年、残価率 5% として定率法（現価率 0.071）と観察減価法（経年劣化による修繕の可能性、維持管理状態等を総合的に考慮し、減価率を20%と査定）を併用して下記の通り査定した。

・現価率 = $0.071 \times (1 - 0.20) \approx 0.057$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) *千円未満四捨五入 ア×イ
1	7,648,000	0.05	法定地上権不成立	382,000

イ 土地利用権等割合：本件建物の敷地利用権を法定地上権不成立と判定した。ついては、占有の経緯、建物の耐用年数や構造、建物が容易に撤去できないため事実上利用できる利益等を勘案し、敷地占有利益として5%を計上した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	評価額 (円) *千円未満四捨五入 (ア+イ) × ウ × エ × オ
1	7,648,000	-382,000		1.0	0.70	5,086,000
2	1,781,000	+382,000	1.0	1.0	0.70	1,514,000
一括価格 (合計)						6,600,000

ウ 占有減価修正：特になし。

エ 市場性修正：特になし。

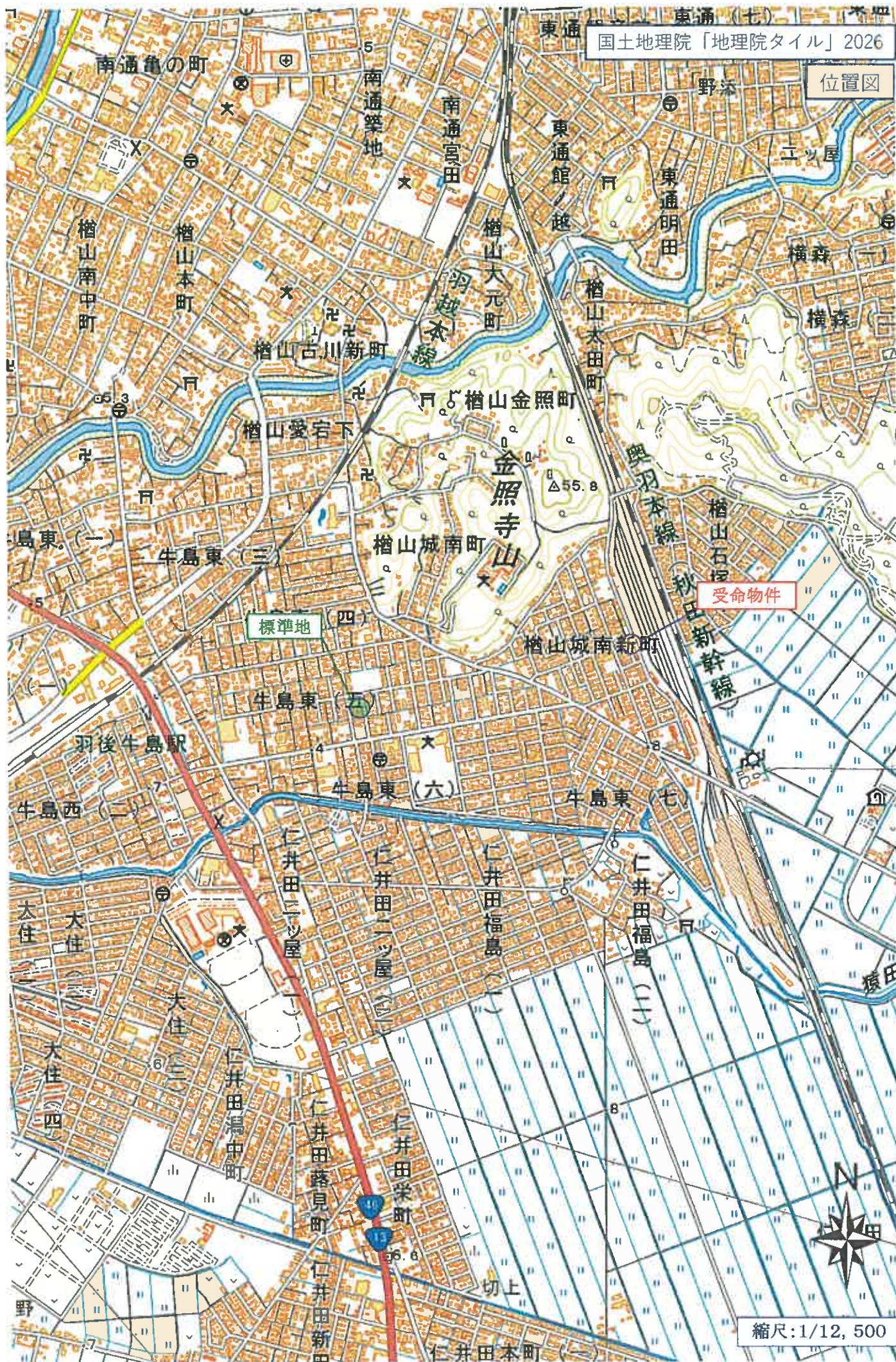
オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

地 価 公 示 : 秋田ー36
所 在 : 秋田市牛島東5丁目36番3「牛島東5-9-10」
価 格 : 40, 400円/㎡
位 置 : JR羽越本線「羽後牛島」駅の東方道路距離約1km
価 格 時 点 : 令和8年1月1日
地 積 : 194㎡
供給処理施設 : 水道、ガス、下水
接 面 街 路 : 東側6m市道
用途指定等 : 市街化区域、1低専(50%、80%)
地域の概要 : 中規模の一般住宅が多い住宅地域

第7 附属資料

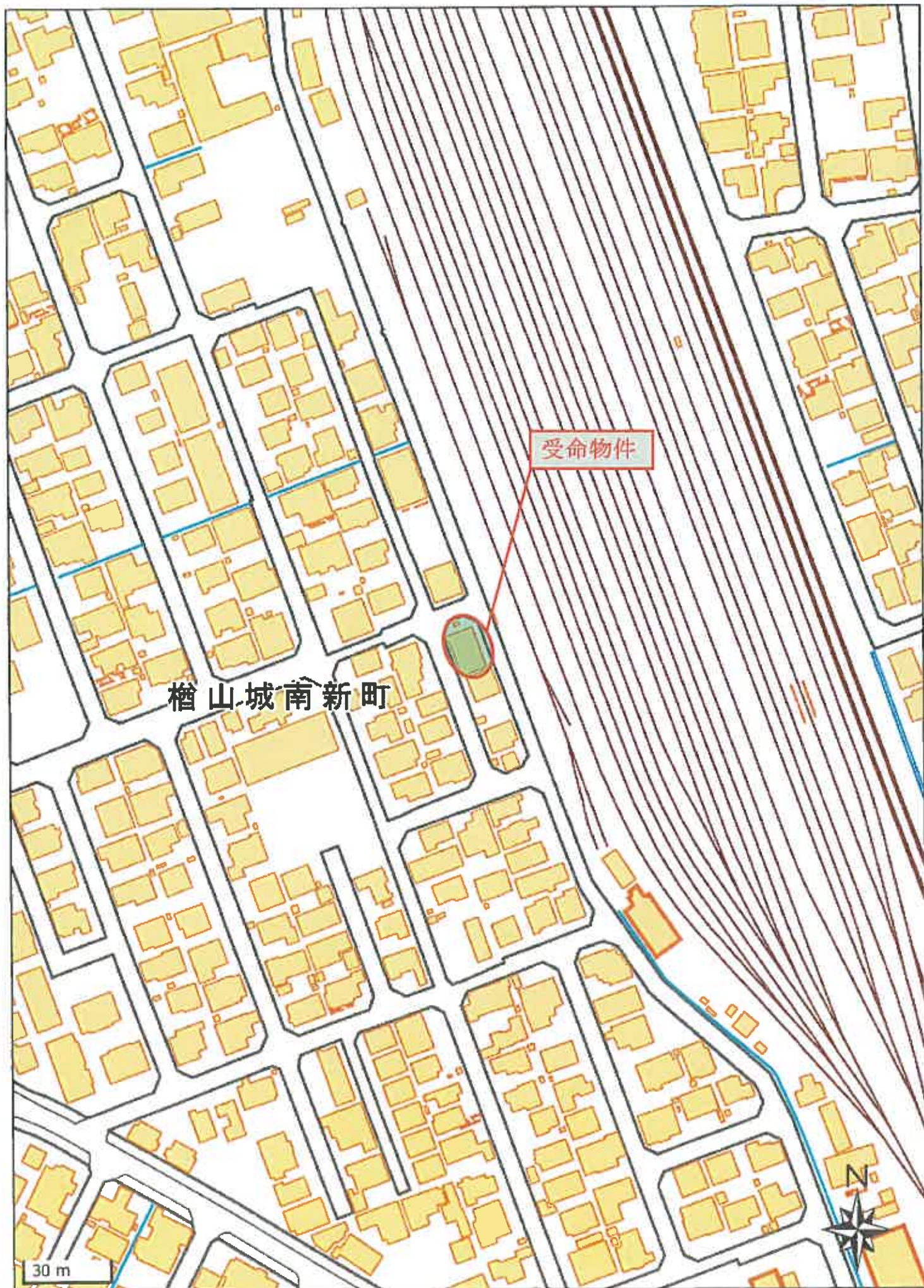
- 1 位置図(広域図)
- 2 位置図(拡大図)
- 3 公図写し
- 4 地積測量図写し
- 5 建物図面・各階平面図写し
- 6 建物配置図
- 7 建物間取図

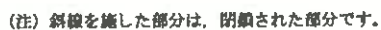


縮尺: 1 / 12,500

地理院タイル (国土地理院) を利用して作成

0 250 500m





請 求 部 分	所 在	秋田市檜山城南新町				地 番	114番15			
出 力 縮 尺	縮尺不明	精 度 区 分		座 標 系 番 号 又 是 記 号		分 類	地図に準ずる図面		種 類	旧土地台帳附属地図
作 成 年 月 日					備 付 年 月 日 (原図)			補 事 記 項		

(1/2)

表示年月日：2026/06/17

ヲ	95-4
ワ	101-21
カ	101-9
ヨ	107-11
タ	107-12
レ	107-7
ソ	113-7
ツ	114-12
ネ	114-13
ナ	114-14
ラ	116-2
ム	117-4
ウ	140-1
ノ	140-22
オ	140-27
ク	140-29
ヤ	140-30
マ	144-2
ケ	144-3
フ	144-8
コ	148-10
エ	148-11
テ	148-3
ア	148-4
サ	528
キ	118-1
ユ	118-11
メ	118-3

登記年月日：平成11年9月8日

071661

地積測量図

114-9-114-15

地番

土地の所在

秋田市橋山字石塚台地
横山城南新町

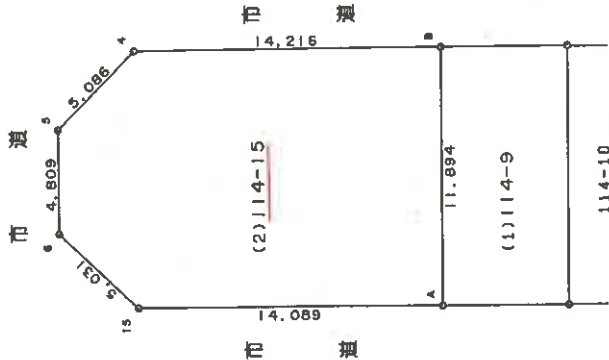
受命物件1

座標変換表

順 番	(2)114-15 Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	座 標
4	93.323	97.584	1608.184320	5.086
5	95.972	93.242	142.753502	4.809
6	94.854	88.565	-485.070509	5.031
15	90.495	86.054	-1555.081834	14.089
A	76.783	89.291	-982.468873	11.894
B	79.492	100.872	1668.422880	14.216
合 計			396.739490	
面 積			198.3697450	
地 積			198.36	m ²

(1) 114-9

$$287.13 - 198.368745 = 88.760255$$



境界線の種類	境界 (測点番号)
コンクリート杭	
合成樹脂杭	
金 属 杭	A. B. 4. 5. 6. 15

作製者

(平成11年9月1日作製)

(秋田県土地家屋調査士会統一用紙)

申請人

縮尺

1/250

H11.9.8

A3版をA4版に縮小

登記年月日：平成11年11月11日

823323 各 階 平 面 図

建 物 図 面

家 屋 番 号
114-15

建物の所在
秋田市松山字石塚谷地114番地15

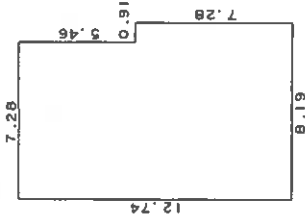
受命物件 2

1階

床 積 算

7.28 × 12.74 =	92.74720
0.91 × 7.28 =	6.62480
計	99.37200

床 面 積 99.37㎡

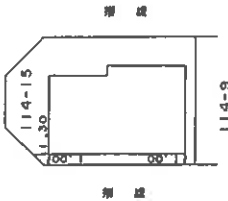
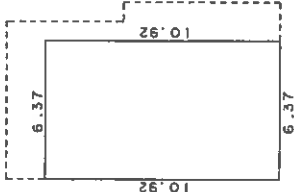


2階

床 積 算

6.37 × 10.92 =	69.56040
----------------	----------

床 面 積 69.56㎡



A3版をA4版に縮小

作 製 者

(平成11年11月9日作製)

申 請 人

縮 尺

1/500

(秋田県土地家屋調査士会統一用紙)

H11.11.11

